年 企 発 0315 第 1 号
令 和 4 年 3 月 15 日

地方厚生（支）局健康福祉部
　　保険年金（企業年金）課長　殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公　印　省　略）

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。

記

「厚生年金基金の予定利率の下限等について（平成９年３月 31 日企国発第 23 号）」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、別添１を本日より、別添２を令和４年５月１日より適用する。

別添１

下線部分が改正箇所

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>厚生年金基金の財政運営については、「厚生年金基金の財政運営について（平成８年６月 27 日年発第 3321 号）」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」（以下「財政運営基準」という。）により取り扱っているところであるが、財政運営基準の第三の七の(1)の①のアに示された下限予定利率は、財政計算の基準日に応じて別表に定める率であり、同第四の五の(2)のイの(ｲ)のａの「別に定める率」は一・五％であるので、貴管下厚生年金基金の指導にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。

（別表）
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの日を基準日とする財政計算</td><td>０．０％</td></tr></table></td><td>厚生年金基金の財政運営については、「厚生年金基金の財政運営について（平成８年６月 27 日年発第 3321 号）」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」（以下「財政運営基準」という。）により取り扱っているところであるが、財政運営基準の第三の七の(1)の①のアに示された下限予定利率は、財政計算の基準日に応じて別表に定める率であり、同第四の五の(2)の②のイの(ｲ)のａ及び同第四の六の(1)のアの(e)の①の(ｳ)の「別に定める率」は一・五％であるので、貴管下厚生年金基金の指導にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。

（別表）
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr></table></td></tr>
</table>

別添２

下線部分が改正箇所

新	旧
厚生年金基金の財政運営については、「厚生年金基金の財政運営について（平成８年６月 27 日年発第 3321 号）」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」（以下「財政運営基準」という。）により取り扱っているところであるが、財政運営基準の第三の七の(1)の①のアに示された下限予定利率は、財政計算の基準日に応じて別表に定める率であり、同第四の五の(2)のイの(ｲ)のａの「別に定める率」は一・二五%であるので、貴管下厚生年金基金の指導にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。	厚生年金基金の財政運営については、「厚生年金基金の財政運営について（平成８年６月 27 日年発第 3321 号）」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」（以下「財政運営基準」という。）により取り扱っているところであるが、財政運営基準の第三の七の(1)の①のアに示された下限予定利率は、財政計算の基準日に応じて別表に定める率であり、同第四の五の(2)のイの(ｲ)のａの「別に定める率」は一・五%であるので、貴管下厚生年金基金の指導にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。